

## 基本計画書

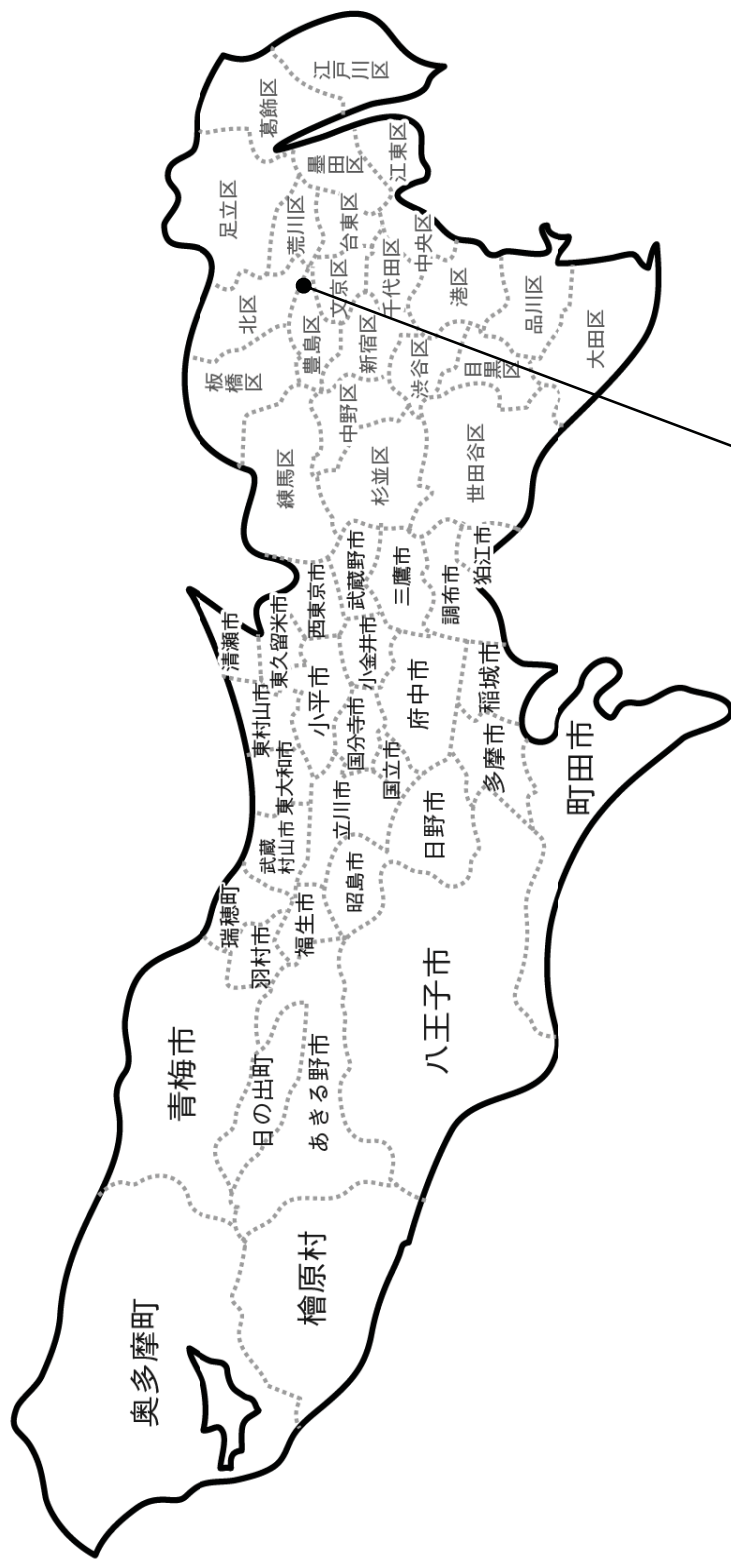
基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員変更に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン カガワエイヨウガクエン 学校法人 香川栄養学園								
フリガナ大学の名称	ジョシエイヨウダイガクタンキダイガクブ 女子栄養大学短期大学部								
大学本部の位置	東京都豊島区駒込三丁目24番3号								
大学の目的	本学は、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術の教授研究を目的としている。建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」に則り、正しい食生活を理解し実践できる人材を養成する。								
新設学部等の目的	18歳人口が減少する社会状況に照らし、適正な規模に収容定員を変更する。適正な学生数とすることで、より手厚い教育と学生指導を提供し、学生の資質向上を目指す。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	食物栄養学科	2年	120人 (160)	— 年次人	240人 (320)	短期大学士 (食物栄養学)	令和6年4月 第1年次	東京都豊島区駒込三丁目24番3号	
計	—	—	—	—	—	—	—		
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし。								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任
	新設	食物栄養学科	6人 (7)	5人 (5)	0人 (0)	1人 (1)	12人 (13)	1人 (1)	45人 (45)
		—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計	6 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	12 (13)	1 (1)	45 (45)
	既設	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合計		6 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	12 (13)	1 (1)	45 (45)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		11人 (13)		0人 (0)		11人 (13)		
	技術職員		0人 (0)		0人 (0)		0人 (0)		
	図書館専門職員		1人 (1)		0人 (0)		1人 (1)		
	その他の職員		0人 (0)		0人 (0)		0人 (0)		
	計		12人 (14)		0人 (0)		12人 (14)		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	3916.04㎡	0㎡	0㎡	3916.04㎡				
	運 動 場 用 地	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡				
	小 計	3916.04㎡	0㎡	0㎡	3916.04㎡				
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡				
合 計	3916.04㎡	0㎡	0㎡	0㎡	3916.04㎡				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		8340.66㎡ ( 8340.66㎡)	0㎡ ( 0㎡)	0㎡ ( 0㎡)	8340.66㎡ ( 8340.66㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
				室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )		
		[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )		
	計	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )	[ ] ( [ ] )		
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数				
		㎡							
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		㎡							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		432千円	432千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	共同研究費等		504千円	504千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	図 書 購 入 費	1920千円	1680千円	1680千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	設 備 購 入 費	20480千円	17920千円	15120千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,639千円	1,379千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、資産運用収入 等							
大 学 の 名 称 女子栄養大学									
既 設 大 学 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	栄養学研究科	年	人	年次 人	人		0.86		埼玉県坂戸市千代 田三丁目9番地21号
	栄養学専攻修士課程	2	12	—	24	修士(栄養学)	1.12	昭和44年度	
	栄養学専攻博士課程	3	3	—	9	博士(栄養学)	1.22	平成元年度	
	保健学専攻修士課程	2	8	—	16	修士(保健学)	0.62	平成7年度	
	保健学専攻博士課程	3	3	—	9	博士(保健学)	0.22	平成9年度	
	栄養学部						1.07		
	実践栄養学科	4	200	3年次 20	840	学士(栄養学)	1.08	平成15年度	
	保健栄養学科 栄養科学専攻	4	100	—	400	学士(栄養学)	1.01	平成15年度	
	保健栄養学科 保健養護専攻	4	50	3年次 5	210	学士(栄養学)	1.23	平成15年度	
食文化栄養学科	4	87	3年次 20	388	学士(栄養学)	0.88	平成5年度		

既設大学等の状況	大学の名称	女子栄養大学短期大学部								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員 定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		所在地
	食物栄養学科	年	人	年次 人	人	短期大学士（食物栄養学）	0.61	昭和25年度		東京都豊島区駒込三丁目24番地3号
附属施設の概要	該当なし。									

学校法人香川栄養学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
女子栄養大学				女子栄養大学				
栄養学部				栄養学部				
実践栄養学科	200	3年次 20	840	実践栄養学科	200	3年次 20	840	
保健栄養学科	100	—	400	保健栄養学科	100	—	400	
栄養科学専攻				栄養科学専攻				
保健栄養学科	50	3年次	210	保健栄養学科	50	3年次	210	
保健養護専攻		5		保健養護専攻		5		
食文化栄養学科	87	3年次 20	388	食文化栄養学科	87	3年次 20	388	
計	437	3年次 45	1,838	計	437	3年次 45	1,838	
女子栄養大学大学院				女子栄養大学大学院				
栄養学研究科				栄養学研究科				
栄養学専攻（修士）	12	—	24	栄養学専攻（修士）	12	—	24	
栄養学専攻（博士）	3	—	9	栄養学専攻（博士）	3	—	9	
保健学専攻（修士）	8	—	16	保健学専攻（修士）	8	—	16	
保健学専攻（博士）	3	—	9	保健学専攻（博士）	3	—	9	
計	26	—	58	計	26	—	58	
女子栄養大学短期大学部				女子栄養大学短期大学部				
食物栄養学科	160	—	320	食物栄養学科	<u>120</u>	—	<u>240</u>	定員変更（△40）
計	160	—	320	計	<u>120</u>	—	<u>240</u>	
香川調理製菓専門学校				香川調理製菓専門学校				
調理マイスター科	40	—	80	調理マイスター科	40	—	80	
調理師科	120	—	120	調理師科	120	—	120	
製菓科	120	—	120	製菓科	120	—	120	
計	280	—	320	計	280	—	320	

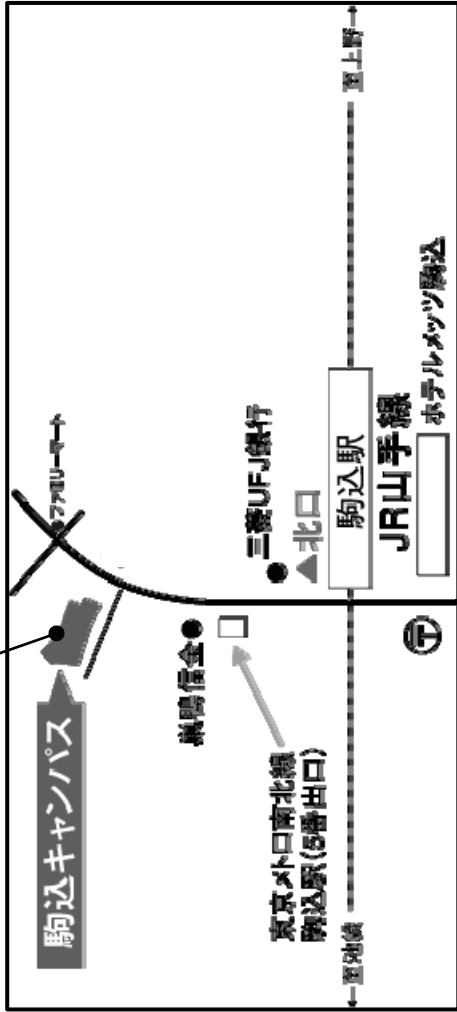


女子栄養大学短期大学部 校舎敷地

(1) 東京都内における位置関係の図面

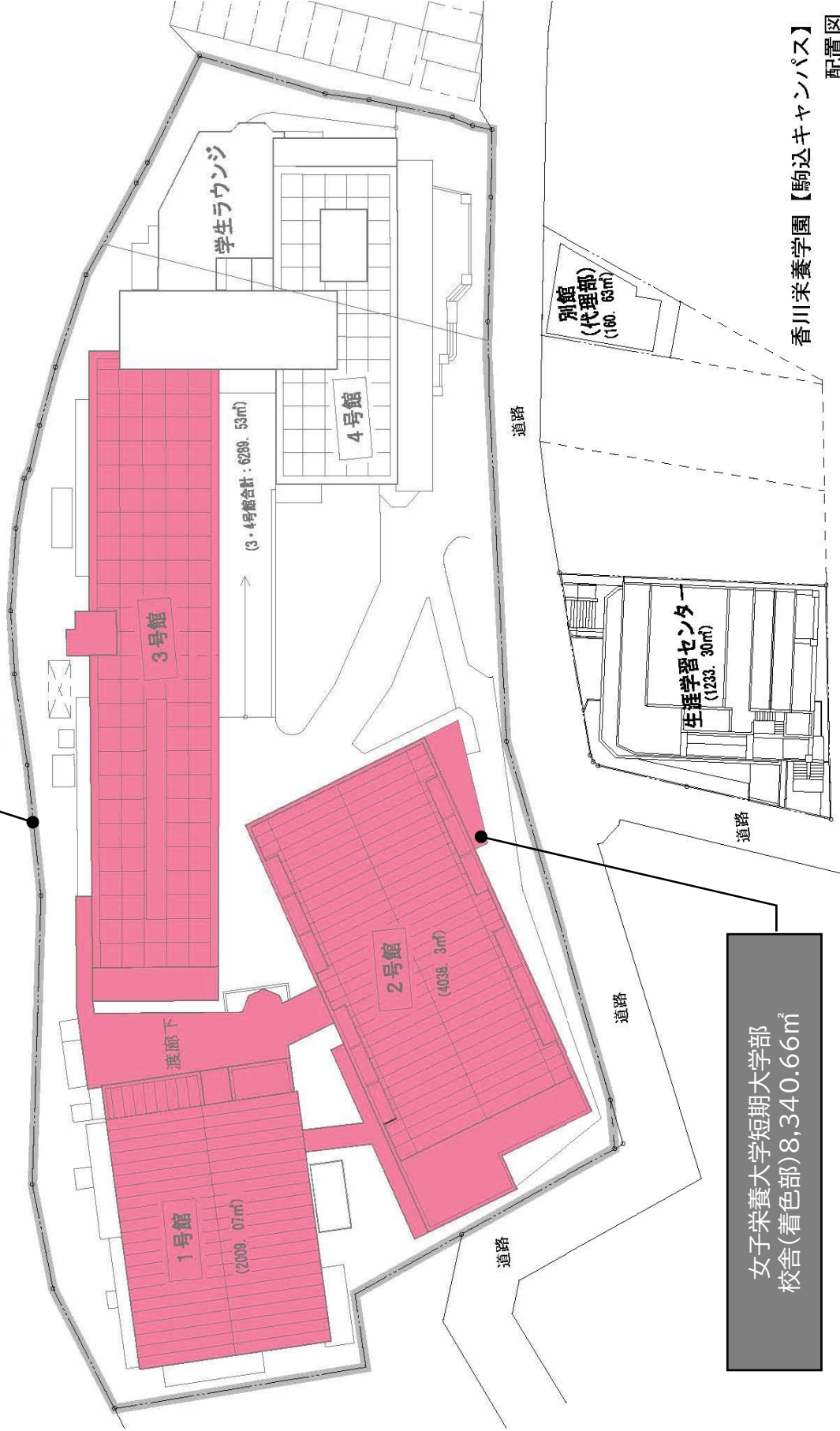
女子栄養大学短期大学部 校舎敷地

JR山手線・東京メトロ南北線駒込駅より徒歩3分(500m)



(2) 最寄り駅からの距離, 交通機関及び所要時間がわかる図面

女子栄養大学短期大学部 校舎敷地(3,916.04㎡)



女子栄養大学短期大学部  
校舎(着色部)8,340.66㎡

香川栄養学園【駒込キャンパス】  
配置図

(3)校舎, 運動場等の配置図

# 女子栄養大学短期大学部学則

## 第1章 総 則

### (目的及び使命)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

### 2 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

- 一 食・健康に好奇心や興味をもち、食事の調製・提供のための知識や技術を身につけ、栄養学の知識を実践する人。
- 二 食産業や食文化及び健康分野等で「食生活のスペシャリスト」として活躍したい人。
- 三 学業で得た知識を更に深く学び探究する意欲のある人。
- 四 高等学校等で基礎学力を付けた人。

### 3 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）

栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介して人の健康を守ることができる優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進をなすための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実地的な技術を身につけることを目的としてカリキュラムを編成する。

- 一 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。
- 二 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、栄養士必修科目及び専門科目を設置する。
- 三 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。

### 4 卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）

以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定すると共に短期大学士（食物栄養学）を授与する。

- 一 自ら正しい食生活を実践できる能力を獲得し、社会における人々の食による健康を支援できる資質・能力を身につけた者。
- 二 本学のカリキュラム履修を通して基礎的な学習能力を養うとともに、栄養学の知識・理論を学びより深く問題を探求する能力を身につけた者。
- 三 本学カリキュラムの所定の卒業必修科目、栄養士必修科目、専門科目、基礎・教養科目より合計 62 単位以上の単位を修得した者。

### 5 学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）

大学レベル（機関レベル）、教育課程レベル、及び科目レベルにおいて学修成果評価方法を定め、前三項に基づく教育活動の点検評価を行う。

### 6 学科の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的については別に定める。

### (自己評価等)

第2条 本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うために委員会を設ける。



2 委員会については別に定める。

## 第2章 短期大学の構成

(構成)

第3条 本学において設置する学科及びその入学定員は次の通りとする。

(学 科)	(入学定員)	(総定員)
食物栄養学科	120名	240名

2 本学において設置する学科の学級数は、1学級当たり概ね40名の学生数を基本として決定する。

3 本学に図書館を置く。その組織及び運営については別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、社会人特別入試で入学する者で短期大学または大学を卒業し、別に定める事情により3年にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者には、これを認めることができる。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本学における休業日を次の通り定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日(9月28日)

夏期休業、冬期休業、春期休業、その他の休業日については、毎年度当初までに教授会の議を経て学長が決定し、学年暦に掲載するものとする。

2 臨時休業についてはその都度定める。

3 学長が必要と認めた時は第一項の規定にかかわらず授業を行うことがある。

(授業日時数)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるものとする。

## 第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第9条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表第一の通りとする。

## 第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第10条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるものの他別に定める細則による。

(履修すべき科目)

第11条 学生は、毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位修得の認定)

第12条 各授業科目の履修を修了した者には認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めるときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第14条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(追試験・再試験)

第15条 病気等やむをえない事情により、試験等を受験できなかったと教授会が認めた者は追試験を受けることができる。

2 定期試験の結果が不合格の科目について再試験を受けることができる。

(学修の評価)

第16条 試験等の評価は、S・A・B・C・D・Eをもって表し、C以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位は、原則として、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間をもって1単位とする。

二 演習については、30時間をもって1単位とする。

三 実験・実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。

(卒業の要件)

第18条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

2 本学に入学する前に、学生が本学もしくは他の大学または短期大学、高等専門学校あるいは修業年限2年以上の専修学校専門課程において履修した授業科目の修得単位について学生から願い出があった時は、教授会の議を経て、学長は15単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることがある。

(単位の互換)

第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学・短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、学長は15単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることがある。

第19条の2 第18条第2項、および前条第2項において認められる単位の合計は30単位を上限と

する。

(資格の取得)

第20条 栄養士の資格を得ようとする者は第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法施行令及び同法施行規則に基づく所定の単位を修得しなければならない。

(課程修了の認定、卒業及び学位)

第21条 本学に2年以上在学し、第18条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業した者に、短期大学士（食物栄養学）の学位を授与し、学位記を交付するものとする。

3 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「女子栄養大学短期大学部」と付記するものとする。

4 学長は、第2項の規定により学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

5 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

## 第6章 入学、退学、転学、休学、復学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第23条 本学に入学する資格のある者は次の通りとする。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学検定料)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(入学試験)

第25条 入学志願者には入学試験を行う。

2 入学の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学に関する手続き等)

第26条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を怠った者には入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第27条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならない。

(保証人の責任)

第 28 条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

(保証人の資格)

第 29 条 保証人のうち、正保証人は父母または成年の親族、副保証人は本学所在地（近県を含む）に居住する者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

(保証人の変更)

第 30 条 保証人を変更したとき、及び保証人が転居したときは直ちにその事由を届出なければならない。

(退学)

第 31 条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人と連署で学長に届け出なければならない。

2 懲戒による退学については第 55 条に定める。

(転学)

第 32 条 他の大学等への転学を希望する者は、保証人と連署で学長に願い出、その許可を得なければならない。

(休学)

第 33 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 カ月以上修学することのできない者は、理由を明記し保証人と連署で学長に届け出て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第 34 条 休学の期間はその学年末までとする。ただし事情により引き続き休学することができる。

2 休学は通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第 35 条 休学期間満了のときまたは休学期間であってもその事由が消滅したときは、保証人と連署で学長に願い出て、許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一 第 4 条に規定する在学年限を超えた者

二 第 34 条に規定する休学期間を超えた者

三 許可なしに授業料を滞納し催告してもこれに応じない者

四 死亡または行方不明の者

2 学生は除籍されることにより、本学則及びその施行のために定められた規則に基づいて有する一切の権利を失う。

(再入学)

第 37 条 第 31 条第 1 項により本学を退学した者が、退学後 4 年以内に再入学を希望するときは欠員のある場合に限り選考のうえ学長が相当年次へ入学を許可することがある。

2 この場合、再入学年度の教育課程に照らし退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

3 再入学の場合の入学検定料その他必要な手続は別に定める。

4 再入学の場合の最長在学年限は、前在籍年月を含め 4 年とする。

## 第7章 授業料、入学金その他に関する事項

(授業料、入学金等)

第38条 入学検定料・入学金及び授業料等は、別表第二の通りとする。

2 特別の事情があるときは、学費を減免することができる。減免については別に定める。

(授業料の納入)

第39条 授業料は、学年を二期に分け、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項に定める納入方法のほか、経済的事情により修学が困難である等特別の事情がある場合の納入方法については別に定める。

(休学の場合の授業料)

第40条 第33条に規定する休学期間中の学費は、半期(6ヶ月間)あたり12万円とする。

(授業料等納付金の不還付)

第41条 既納の授業料、入学金及び入学検定料等は如何なる事情があっても還付しない。

## 第8章 教職員組織

(教職員)

第42条 本学に、学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 本学に、学長が必要と認めた場合、副学長を置くことができる。

3 本学に短期大学部長を置き、設置する学科を統督するものとする。

(教職員の職務)

第43条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

## 第9章 教授会に関する事項

(教授会の構成)

第44条 学長が決定を行うに当たり、第46条第1項に定める事項を審議するため、教授会を置く。

2 短期大学部長は教授会の議長となる。短期大学部長に支障のある時は短期大学部長の指名する教授がこれを代行する。

3 教授会は教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。

4 短期大学部長が必要と認めた場合にはその他の教職員を加えることができる。

(教授会の開催)

第45条 教授会は、学長もしくは議長が必要と認めた時、又は教授会構成員総数の2分の1以上の請求があった時、議長がこれを招集する。

2 教授会の開催は、教授会構成員総数の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。

(審議事項)

第46条 教授会は次の事項を審議する。

- 一 学則、その他重要な規則の制定、改廃に関すること
- 二 教育研究上の組織に関すること
- 三 入学試験に関すること
- 四 教育課程の編成、変更ならびに実施に関すること

- 五 授業及び試験に関すること
  - 六 学生の入学、卒業等身分に関すること
  - 七 学位の授与に関すること
  - 八 教員の人事に関すること
  - 九 学生の厚生補導及び賞罰に関すること
  - 十 その他教育研究に関して学長が諮問する事項
- 2 前項のほか、教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

## 第10章 委託生、科目等履修生、研究生及び外国人学生

(委託生)

第47条 公共団体その他の機関から本学の特定の授業科目につき学修を委託された者がある時は、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考の上委託生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 本学の授業科目中特定の科目を履修しようとする者がある時は、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

(科目等履修生の入学資格)

第49条 科目等履修生として入学することのできる資格のあるものは次の通りとする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 前号と同等以上の学力があると認められた者

(研究生)

第50条 本学の授業科目中特定の科目を研究しようとする者がある時は、選考の上研究生として入学を許可することができる。

(研究生の入学資格)

第51条 研究生として入学することのできる資格のある者は次の通りとする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 前号と同等以上の学力があると認められた者

第52条 委託生、科目等履修生及び研究生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第53条 外国人で本学に入学を希望するものは選考の上入学を許可する。

- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第54条 学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て表彰する。

(罰則)

第55条 本学の学則に違反し、また本学学生の本分に反する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学及び戒告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。なお、GPA が 0.75 以下の者には退学勧告を行うことができる。
- 三 正当の理由がなくて出席が常でない者
- 四 大学の秩序を乱した者

## 第 12 章 雑 則

(講座の開設)

第 56 条 本学は学生の教育に支障のない限り栄養知識の普及、食生活の改善の目的を以って成人教育のため公開講座・講習会等を開催することができる。

(寄宿舎及び厚生保健施設)

第 57 条 寄宿舎及び厚生保健施設等に関する規程は別に定める。

## 附 則

本学則は短期大学設置認可の日からこれを施行する。

この学則は昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項に規定する学生定員は、昭和 75 年度までの間は次の通りとする。

年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度 ～昭和 74 年度	昭和 75 年度
----	----------	-----------------------	----------

学 科	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科 第 一 部	200	360	200	400	160	360
食物栄養学科 第 二 部	120	240	120	240	120	240

この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項に規定する学生定員は、昭和 75 年度までの間は次の通りとする。

学 科	年 度		年 度	
	昭和 62 年度 ～昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科 第 一 部	200	400	160	360
食物栄養学科 第 二 部	50	100	50	100

この学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 5 年度以前に入学した者は、第 8 条にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 5 年度以前に入学した者の授業料は、第 37 条にかかわらず次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授 業 料 (年額)	859,000 円	511,000 円

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 6 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 6 年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授 業 料 (年額)	923,000 円	549,000 円

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 7 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一の 2 にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 7 年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授 業 料 (年額)	1,006,000 円	598,000 円

この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 8 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 8 年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部



授 業 料 (年額)	1,046,000 円	622,000 円
------------	-------------	-----------

この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 9 年度以前に入学した者の授業料は、第 38 条別表第二にかかわらず、次の通りとする。

	食物栄養学科第一部	食物栄養学科第二部
授 業 料 (年額)	1,077,000 円	641,000 円

この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条第 1 項に規定する学生定員は、平成 13 年度までの間は次の通りとする。

年 度 学 科	平成 12 年度		平成 13 年度～	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科 第 一 部	100	300	100	200
食物栄養学科 第 二 部	50	100	50	100

この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 13 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年度以前に入学した者は、第 38 条第 1 項別表第二にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

3 第 3 条第 1 項に規定する学生定員は、平成 22 年度までの間は次の通りとする。

年 度 学 科	平成 21 年度		平成 22 年度～	
	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科	160	260	160	320

この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一、第 17 条にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年度以前に入学した者は、第 16 条にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年度以前に入学した者は、第 19 条の 2 にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
3 第 44 条第 3 項にかかわらず、助教は「香川栄養学園 3 役選挙実施要綱」1 に規定する選挙権を有しない。  
この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年度以前に入学した者は、第 1 条、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一、第 38 条別表第二にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 4 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年度以前に入学した者は、第 9 条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。  
3 令和 4 年度以前に入学した者は、第 1 条、第 17 条、及び第 20 条にかかわらず、なお、従前の例による。

4 第 3 条第 1 項に規定する学生定員は、令和 7 年度までの間は次の通りとする。

学 科	年 度	令和 6 年度		令和 7 年度～	
		入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
食物栄養学科		120	280	120	240

別表第一 授業科目及び単位数  
食物栄養学科

授 業 科 目	単 位 数		卒業 必修	選択単位中、栄 養士資格取得の ための必修単位	備考	
	必修	選択				
公衆衛生学		2	} 内2 単位	2	卒業必修単 位：自由選 択科目以外 の選択科目 より45単位 以上履修	
社会福祉概論		2		2		
解剖生理学		2	※	2		
栄養生理学（運動生理学を含む）		2	※	2		
構造機能人体学実習		1	} ※の 内2 単位	1		
生化学		2		※		2
生化学実験		1		1		
栄養生化学（遺伝子を含む）		2	※	2		
食品学総論		2	※	2		
食品学各論（食品加工学を含む）		2	※	2		
食品学実験（食品加工実習を含む）		1	} ※の 内2 単位	1		
食品衛生学		2		※		2
栄 養 士 必 修 科 目	食品衛生学実験	1		1		
	栄養学総論	2	※	2		
	ライフステージ栄養学（基礎）	2	※	2		
	栄養学実験実習	1	} ※の 内2 単位	1		
	臨床栄養学（臨床医学）	2		※		2
	臨床栄養学（食事療法）	2	※	2		
	臨床栄養学実習	1		1		
	栄養指導論	2	※	2		
	栄養指導実習	1	} ※の 内2 単位	1		
	公衆栄養学概論	2		※		2
	対象別栄養指導論（食事計画論を含む）	2		※		2
	対象別栄養指導実習（栄養管理実習を含む）	1		1		
	給食運営管理論	2		2		
	給食管理実習（校内）	1		1		
	給食管理実習（校外）	1		1		
	調理学	2		2		
	基礎調理学実習	1		1		
応用調理学実習	1		1			
実践調理学実習	1		1			
調理科学実験（官能評価・統計処理を含む）	1		1			

授 業 科 目		単 位 数		卒 業 必 修	選択単位中、栄 養士資格取得の ための必修単位	備 考
		必 修	選 択			
専 門 科 目	実践栄養学演習	1				
	栄養士概論		1			
	給食実務演習		1			専門科目よ り11単位以 上（卒業必 修単位：1単 位を含む）
	健康管理概論		2			
	栄養病理学		2			
	ライフステージ栄養学（応用）		2			
	スポーツ栄養学		2			
	栄養士実務英語		2			
	食料経済（フードマーケティング 論を含む）		2			
	食品科学（食品物性・機能論を含む）		2			
	情報処理・生物統計演習		2			
	健康づくり運動処方		1			
	健康管理スポーツ実践		1			
	食育論（食文化論を含む）		2			
	給食管理実習（校外2）		1			
	食物栄養学演習（ゼミ）		2			
	微生物学		2			
	専門調理実習		1			
	フードスペシャリスト論		2			
	フードコーディネーター論		2			
栄養ケア・マネジメント演習		1				

授 業 科 目		単 位 数		卒 業 必 修	選択単位中、栄 養士資格取得の ための必修単位	備 考
		必 修	選 択			
基 礎 ・ 教 養 科 目	総合教育プログラムⅠ（初年次教育）	1				
	総合教育プログラムⅡ（修業支援）	1				
	日本国憲法		2		基礎・教養 科目より6単 位以上（卒 業必修科目2 単位を含 む）	
	外国語コミュニケーション		2			
	生物学		2			
	化学		2			
	文学		2			
	社会学		2			
	心理学		2			
	哲学（生活の哲学）		2			
	経済学		2			
	英語		2			
	情報社会リテラシー		2			
	自然科学特論		2			
	人文科学特論		2			
社会科学特論		2				
自 由 選 択 科 目	食物栄養学特論Ⅰ		2			
	食物栄養学特論Ⅱ		2			
	食物栄養学特論Ⅲ		2			
	食物栄養学特論Ⅳ		2			
	食物栄養学特論Ⅴ		2			
	食物栄養学特論Ⅵ		2			
	食物栄養学特論Ⅶ		2			
	食物栄養学特論Ⅷ		2			
	食物栄養学特論Ⅸ		2			
	食物栄養学特論Ⅹ		2			

別表第二 入学検定料・入学金及び授業料等

入 学 検 定 料	25,000円
入 学 金	260,000円
授 業 料(年額)	754,000円
実験実習教育研究費 (年 額 )	266,000円
施 設 費 (年 額)	359,000円

## 変更事項を記載した書類

### 1. 変更事項（変更の事由及び変更点）

- (1) 18歳人口の減少も踏まえ、より丁寧な実践教育を進めていくことを目的として、収容定員を縮小する。(第3条関係。)
- (2) 現行のカリキュラム並びに取得資格に合わせ、文言を整理する。(第1条第3項、第17条、第20条第2項関係。)
- (3) カリキュラムを見直し、一部科目について削除あるいは名称変更を行う。(第9条別表第一関係。)

### 2. 変更（施行）時期

令和6年4月1日

女子栄養大学短期大学部学則 新旧対照表

新学則	旧学則
<p>第1章 総則 (目的及び使命)</p> <p>第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、<u>教養ある社会人を育成することを目的とする。</u></p> <p>3 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー） 栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介して人の健康を守ることができ<u>る優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進をなすための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実的な技術を身につけることを目的としてカリキュラムを編成する。</u></p> <p>一 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。</p> <p>二 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、<u>栄養士必修科目及び専門科目</u>を設置する。 <u>(削除)</u></p> <p>三 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。</p> <p>— 略 —</p> <p>第2章 短期大学の構成 (構成)</p> <p>第3条 本学において設置する学科及びその入学定員は次の通りとする。 (学 科) (入学定員) (総定員) 食物栄養学科 120名 240名</p> <p>— 略 —</p>	<p>第1章 総則 (目的及び使命)</p> <p>第1条 本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、<u>教養ある社会人を育成することを目的とする。</u></p> <p>3 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー） 栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介して人の健康を守ることができ<u>る優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進をなすための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実的な技術を身につけることを目的としてカリキュラムを編成する。</u></p> <p>一 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。</p> <p>二 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、<u>栄養士必修科目、専門科目及び教職必修科目</u>を設置する。</p> <p>三 <u>学生が幅広く関心のある科目を履修できることを目的として、専門科目、基礎・教養科目に加え、キャリアアップ科目を設置する。</u></p> <p>四 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。</p> <p>— 略 —</p> <p>第2章 短期大学の構成 (構成)</p> <p>第3条 本学において設置する学科及びその入学定員は次の通りとする。 (学 科) (入学定員) (総定員) 食物栄養学科 160名 320名</p> <p>— 略 —</p>



第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

— 略 —

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位は、原則として、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間をもって1単位とする。

— 略 —

(資格の取得)

第20条 栄養士の資格を得ようとする者は第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法施行令及び同法施行規則に基づく所定の単位を修得しなければならない。

— (削除) —

— 略 —

附 則

— 略 —

この学則は令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した者は、第9条別表第一にかかわらず、なお、従前の例による。

3 令和4年度以前に入学した者は、第1条、第17条、及び第20条にかかわらず、なお、従前の例による。

4 第3条第1項に規定する学生定員は、令和7年度までの間は次の通りとする。

学 科	令和6年度		令和7年度～	
	入学定員	総 定 員	入 学 定 員	総 定 員
食物栄養学科	120	280	120	240

第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

— 略 —

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位は、原則として、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間をもって1単位とする。ただし、教職実践演習(栄養教諭)については15時間をもって1単位とする。

— 略 —

(資格の取得)

第20条 栄養士の資格を得ようとする者は第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法施行令及び同法施行規則に基づく所定の単位を修得しなければならない。

- 2 栄養教諭二種免許状を得ようとする者は、前項の規定の要件を充足し、かつ別表第一に定める教職必修科目の単位を修得しなければならない。

新（令和6年度）

別表第一 授業科目及び単位数  
食物栄養学科

授 業 科 目	単 位 数		卒業 必修	選択 単位 中、栄養 士資格取 得のため の必修単 位
	必修	選択		
栄養士必修科目	—略—			
専門科目	1			
実践栄養学演習				
栄養士概論		1		
給食実務演習		1		
健康管理概論		2		
栄養病理学		2		
ライフステージ栄養学（応用）		2		
—略—				
給食管理実習（校外2）		1		—略—
食物栄養学演習（ゼミ）		2		
微生物学		2		
専門調理実習		1		
フードスペシャリスト論		2		
フードコーディネーター論		2		
栄養ケア・マネジメント演習		1		
基礎・教養科目	—略—			
自由選択科目	—略—			

旧（令和5年度）

別表第一 授業科目及び単位数  
食物栄養学科

授 業 科 目	単 位 数		卒業 必修	選択 単位 中、栄養 士資格取 得のため の必修単 位	備考	変更 内容
	必修	選択				
栄養士必修科目	—略—					
専門科目	1					
実践栄養学演習						
給食実務演習		1				
健康管理概論		2				
栄養病理学		2				
ライフステージ栄養学（応用）		2				
—略—						
栄養士活動特論		1			—略—	名称変更
給食管理実習（校外2）		1				
食物栄養学演習（ゼミ）		2				
微生物学		2				
専門調理実習		1				
フードスペシャリスト論		2				
フードコーディネーター論		2				
栄養ケア・マネジメント演習		1				
フードワールド研修（実習）		1				削除
基礎・教養科目	—略—					
自由選択科目	—略—					

## 学則変更の趣旨等を記載した書類

### 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

女子栄養大学短期大学部食物栄養学科（以下、「食物栄養学科」という。）は、令和6年度入学生より、入学定員及び収容定員の変更を図り、食物栄養学科の入学定員を160人から120人に、収容定員を320人から240人にそれぞれ変更する。

#### 【食物栄養学科収容定員変更】

新	旧
食物栄養学科 入学定員 120名 収容定員 240名	食物栄養学科 入学定員 160名 収容定員 320名

#### 【収容定員経過措置】

定員	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員（名）	160	120	120
収容定員（名）	320	280	240

### 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

食物栄養学科は、主として人体栄養並びに食生活に関する学術を教授研究し、栄養士を育成するという目的のもと、より向学心の高い入学者を確保することを目指してきたが、18歳人口の減少、短期大学への入学志願者の減少が、近年の食物栄養学科における志願者数に影響を及ぼす状況に至っている。このため、収容定員を適正規模に縮小することにより、収容定員の厳格化に努め、本学の教育の特徴である栄養学を生活にいかすための丁寧な実践教育を展開していく。

#### 【入学状況】

年度	入学定員（名）	志願者数（名）	合格者数（名）	入学者数（名）
平成27年度	160	502	258	172
平成28年度	160	379	264	176
平成29年度	160	365	282	168
平成30年度	160	391	325	175
平成31年度	160	325	297	134
令和2年度	160	287	270	139
令和3年度	160	224	200	111
令和4年度	160	223	207	124
令和5年度	160	129	120	74

### 3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### (1) 教育課程、教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程、教育方法及び履修方法の変更は行わない。

しかしながら、志願者数減少の一因として、現行の教育課程が志願者のニーズを的確にとらえきれていない一面があることも認識し、教育内容の見直しの検討を進めていきたいと考えている。また、収容定員を適正規模に縮小することで、多様化する学生に対してそれぞれの個性に配慮した「個別最適な学び」の提供が可能となる。

#### (2) 教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更は行わない。食物栄養学科には短期大学設置基準第22条の規定を上回る専任教員を配置しており、教員一人当たりの学生数は減少し、学生への指導や支援等においてさらにきめ細かな対応が可能となる。

#### (3) 大学全体の施設・設備の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。

施設・設備は、すべての調理室に教員の実演する様子を確認するためのカメラやモニターが設置され、食べて学べる実践の場として学食では栄養的に充実した食事を提供するなど、本学の教育の特徴である実践的な学びに応じた機能を重視しており、これらのより有効な活用を図っていく。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組み状況

食物栄養学科の近年の学生確保の状況は、表1のとおりである。オープンキャンパス及びウェルカムカレッジで来学した高校生数は、コロナ禍の影響が大きかった令和2年度を除いては300名（対面での参加者数）を超えている（表1）。これらの数やそこにつながる様々な取組が学生確保につながるため、新たな広報戦略で定員充足に向けた取組みを進めている。

【表1 学生確保の状況】 ※添付資料1・2も参照

年 度	オープン キャンパス	ウェルカム カレッジ	合計（名）	志願者数（名）	合計者数（名）	入学者数（名）
令和3年度	318	118	436	224	200	111
令和4年度	254	97	351	223	207	124
令和5年度	実施中	実施中		129	120	74

特に、食物栄養学科では、12月までに入学を決定するいわゆる年内入試での入学の比率が高いこと、受験生が本学を志望校として選択するに至るまでの情報収集の手段として、オープンキャンパス、ホームページ、高校教員からの紹介の3点が多かったことから、より早期に、この3点を中心に取組みの充実を図ることとし、従来の広報活動を見直し、以下の取組みを実施している。

#### ①全学的な取組み

大学全体の学生募集、入学者選抜に関しては、教員及び職員から構成される入試委員会を組織しているが、新たに短期大学部に特化した広報戦略を協議する「短大広報戦略会議」を発足させた。常に環境の変化に対応すべく、課題の抽出、改善策を具体化しながら、全学的な運営を確実に行う機能を果たすことになる。

#### ②オープンキャンパス及びウェルカムカレッジの開催時期やコンテンツの見直し

従来、オープンキャンパスは一般入試での受験生向けに開催していたこともあり、7月以降の開催が多かったが、年内入試での入学者が多いことを踏まえ、早期に受験生に接触できるよう、4月～10月にかけて集中的に開催することとした。あわせて、令和3年度から体験型学校見学会として実施しているウェルカムカレッジについても、より魅力的で親しみやすい内容となるよう、テーマの工夫や学生スタッフの参加など体制を見直し、在学生を中心にした活気あふれるオープンキャンパスにシフトしている。

### ③高等学校とのコミュニケーション

教職員による高校訪問を強化し、積極的に情報提供を行っていく。また、高校訪問の時期や内容については、高校側の学事日程やニーズに合致するよう創意工夫を行い、戦略的に訪問を行っていく。

### ④メディアを活用した情報提供

大学案内とともに大学ホームページは受験生にとって最大の情報源となっているが、本学のホームページにはコンテンツやインターフェースにまだまだ改善の余地がある。受験生目線にたった魅力あるホームページの構成や内容に随時更新していく。

### ⑤保護者向けのイベントを実施

オープンキャンパスには表2のとおり保護者の方々も多数参加しており、受験生の身近な相談者として進路選択に影響を及ぼす存在であるため、気軽に相談でき、疑問や不安の解消につながる「保護者座談会」等の企画を実施していく。

【表2 オープンキャンパス等の保護者の参加状況】 ※添付資料3も参照

年度	オープンキャンパス	ウェルカムカレッジ	合計(名)
令和3年度	236	66	302
令和4年度	194	57	251
令和5年度	実施中	実施中	

## 2. 人材需要の動向等社会の要請

食物栄養学科においては、「食により人間の健康の維持・改善を図る」の建学の精神を踏まえ、自ら正しい食生活を実践できる能力を獲得し、社会において食を通して人々の健康を支援できる資質・能力を身につけた人材として栄養士の養成を行うことを目的としている。これらの目的を達成するため、健康づくりのために必要とされる食事・栄養改善に関する知識・技術とともに、食事・料理のための計画、調理や提供に必要な実践力を身につけることのできる教育を行い、自治体や企業との社会連携活動も行っている。

食物栄養学科の学生は、添付資料4のとおり、卒業時に栄養士の資格を取得している。

卒業後の人材需要については、表3のとおり、コロナ禍で多少増減はあるものの一定の求人件数があり、児童福祉をはじめ委託給食会社、病院、老人福祉等食の実践領域から求人がきており、また採用実績のある企業を中心に学内で2日間にわたり本学学生のためだけに実施する企業セミナーにも30社を超える企業が参加するなど、実践力の身についた本学学生を望んでの求人となっている。栄養士に関する社会的需要については添付資料5を参照。

また、学生の就職状況は、ほぼ100%に近い高い就職率を維持している(添付資料6)。

【表3 求人状況】

・求人件数の推移

令和2年度	557件	令和3年度	502件	令和4年度	584件
-------	------	-------	------	-------	------

・求人件数の多い領域・職種（令和4年度、上位5位まで）

領域（上位5位まで）	件数	職種（上位5位まで）	件数
児童福祉（保育所等）	140	栄養士	369
受託給食会社	97	事務	55
病院	84	店舗運営（接客、販売等）	49
老人福祉・介護事業	56	総合職	35
医薬品・化粧品小売業	17	技術（研究・開発・品質管理・製造等）	33

## 資料目次（学生の確保の見通し等を記載した書類 添付書類）

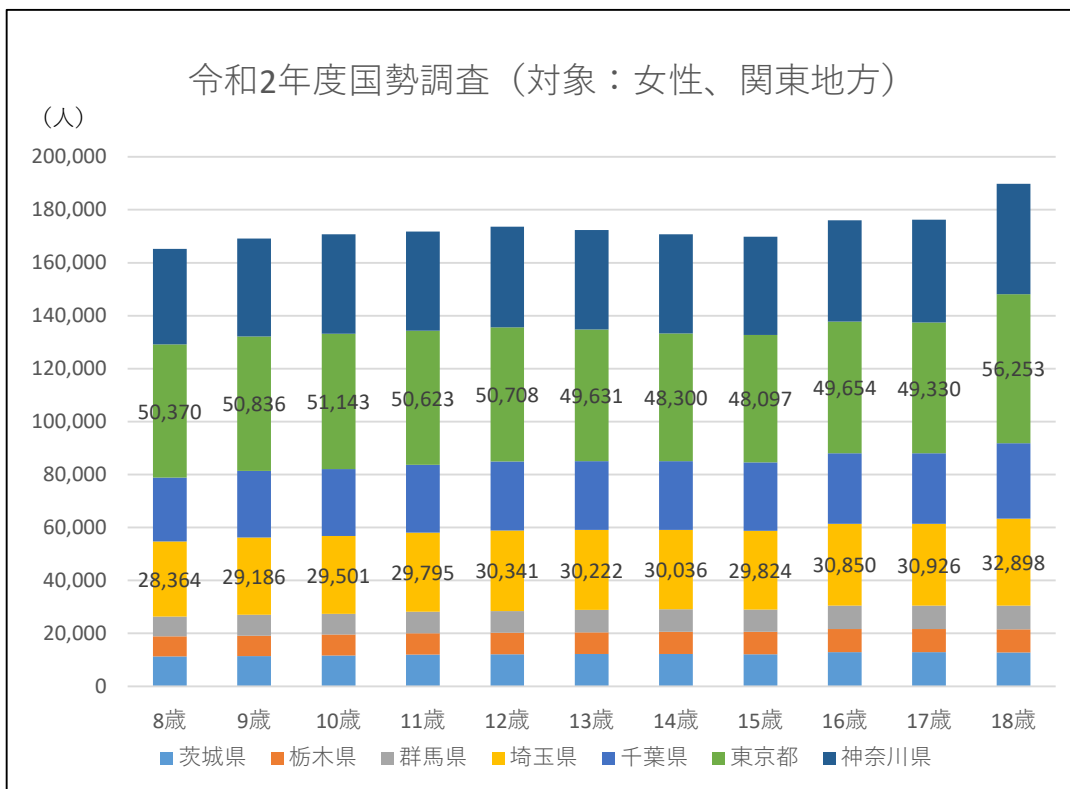
資料 1 .	令和 2 年国勢調査 人口等基本集計（抜粋）	2 ページ
資料 2 .	学生確保の状況（平成 30 年度～令和 5 年度）	3 ページ
資料 3 .	オープンキャンパス等の保護者の参加状況（平成 30 年度～令和 5 年度）	3 ページ
資料 4 .	栄養士資格取得状況の推移（平成 30 年度～令和 4 年度卒業生）	3 ページ
資料 5 .	日本の栄養政策（厚生労働省、2021 年 1 月改定） ※右のページ（通し番号）のうち、特に p. 9～12 を参照。	4～15 ページ
資料 6 .	就職率の推移（平成 30 年度～令和 4 年度卒業生）	16 ページ



【添付資料1 令和2年国勢調査 人口等基本集計（抜粋）】

（主な内容：男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態、母子・父子世帯、国籍など）

	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
茨城県	11,376	11,401	11,679	11,959	12,124	12,255	12,222	12,092	12,986	12,919	12,824
栃木県	7,543	7,779	7,914	8,106	8,203	8,186	8,433	8,477	8,651	8,683	8,666
群馬県	7,421	7,904	7,759	8,164	8,160	8,470	8,420	8,418	8,879	8,845	9,008
埼玉県	28,364	29,186	29,501	29,795	30,341	30,222	30,036	29,824	30,850	30,926	32,898
千葉県	24,126	25,082	25,234	25,638	26,094	25,981	25,893	25,766	26,712	26,715	28,494
東京都	50,370	50,836	51,143	50,623	50,708	49,631	48,300	48,097	49,654	49,330	56,253
神奈川県	36,054	36,888	37,504	37,461	38,017	37,603	37,402	37,200	38,323	38,866	41,695



- 本学入学者の多くが関東地方の出身者であり、中でも埼玉県及び東京都の出身者が大部分を占める。立地の関係から、この傾向は今後も続くものと捉えている。令和13年度入試において受験者となる8歳（令和2年度時点）までを対象にすると、上記地域の女性人口は上表の通りである。埼玉県では約30万人、東京都では約50万人で推移しており、募集対象として大幅な減少はないものと捉えている。

【添付資料2 学生確保の状況（平成30年度～令和5年度）】

年度	オープン キャンパス	ウェルカム カレッジ	合計（名）	志願者数（名）	合計者数（名）	入学者数（名）
平成30年度	603		603	391	325	175
平成31年度	577		577	325	297	134
令和2年度	141		141	287	270	139
令和3年度	318	118	436	224	200	111
令和4年度	254	97	351	223	207	124
令和5年度	実施中	実施中		129	120	74

【添付資料3 オープンキャンパス等の保護者の参加状況（平成30年度～令和5年度）】

年度	オープンキャンパス	ウェルカムカレッジ	合計（名）
平成30年度	418		418
平成31年度	397		397
令和2年度	26		26
令和3年度	236	66	302
令和4年度	194	57	251
令和5年度	実施中	実施中	

【添付資料4 栄養士資格取得状況の推移（平成30年度～令和4年度卒業生）】

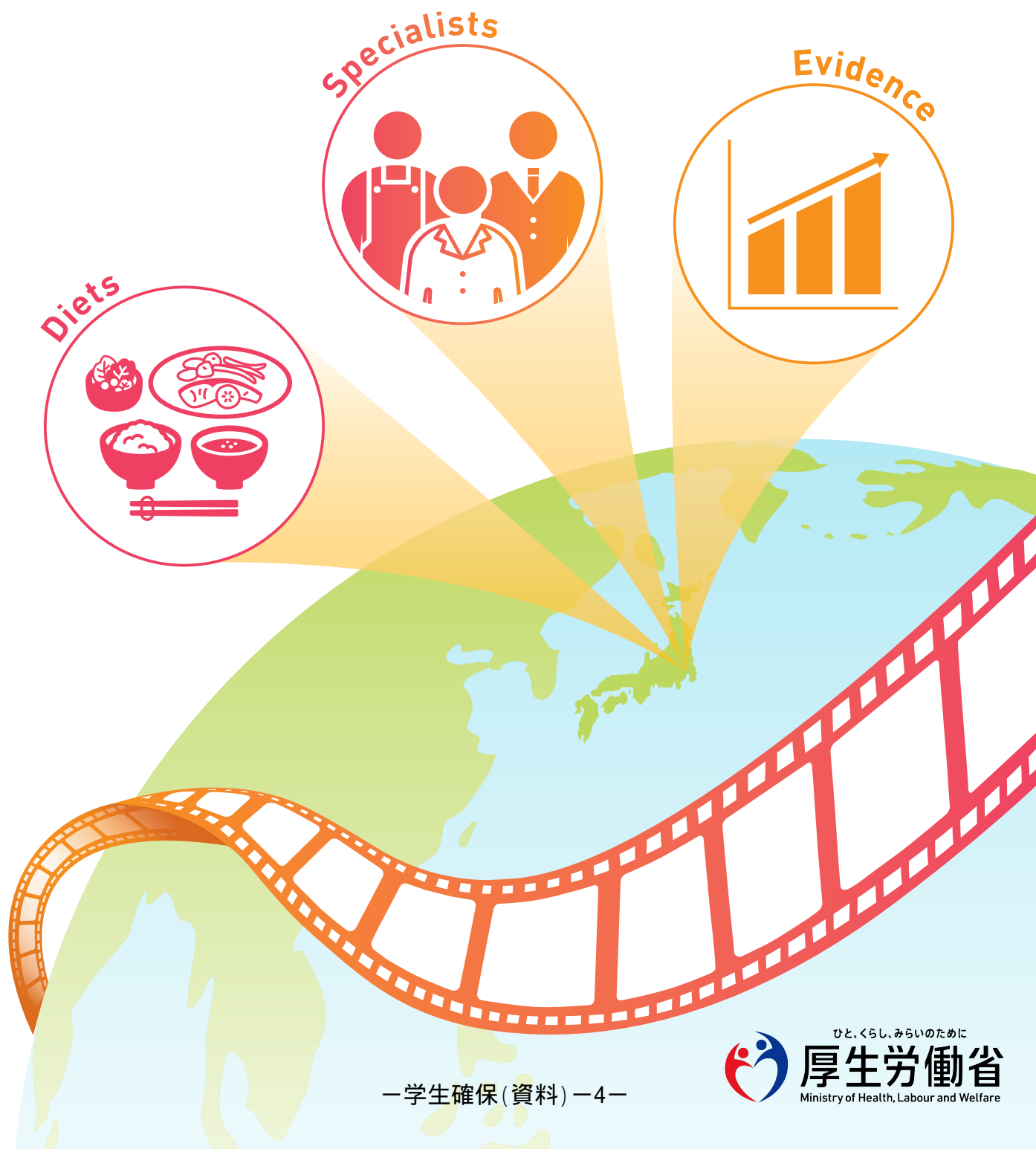
年度	卒業生数	栄養士免許取得者数
平成30年度	155	150
平成31年度	169	165
令和2年度	118	112
令和3年度	125	109
令和4年度	107	97

誰一人取り残さない

# 日本の栄養政策

～持続可能な社会の実現のために～

Nutrition Policy in Japan to Leave No One Behind  
- For Achieving Sustainable Societies -



# KEY POINTS

## 世界の栄養課題と日本の栄養政策の歴史

### 持続可能な社会の実現に立ちはだかる世界の栄養課題

P3

- ✓ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成には栄養改善の取組が不可欠である
- ✓ 世界中で様々な取組が進められているが、どの国にも何らかの栄養課題が存在する

### 経済成長に先立って、日本は誰一人取り残さない栄養政策を推進

P4~5

- ✓ 食糧難による栄養欠乏への対策の時代 ~栄養調査に基づく施策により栄養欠乏対策を推進~
- ✓ 経済成長に伴う生活習慣病への対策の時代 ~地域主体の栄養改善施策により生活習慣病対策を推進~
- ✓ 複雑化した栄養課題への対策の時代 ~制度の充実化により高度かつきめ細かな栄養政策を推進~

## 日本の栄養政策における重要な3つの要素

### ①『食事』を中心とした栄養政策

P6~7

- ✓ 主食・主菜・副菜を基本に、食べ方までを含む『食事』という考え方
- ✓ 全ライフコースのほか、傷病者や被災者までをもカバーする栄養政策
- ✓ 日本各地で実施されている、地域特性を取り入れた『食事』の指導
- ✓ 地域を主体に発展させてきた『食事』の指導の歴史
- ✓ 全国の給食施設で栄養専門職によって栄養管理された『食事』を提供
- ✓ 大規模災害時でも健康的な『食事』を支援するための取組

### ②『人材』の養成と全国への配置

P8~9

- ✓ 1924年に始まった長きにわたる栄養専門職養成の歴史
- ✓ 全国の栄養改善に取り組む栄養学を学んだ栄養専門職
- ✓ 日本各地の様々な現場における、栄養専門職による栄養改善の取組
- ✓ 地域の栄養改善活動を支えるボランティア

### ③科学的な『エビデンス』に基づく政策プロセス

P10~11

- ✓ 栄養政策の科学的なエビデンスとなる調査・研究における100年以上の歴史
- ✓ PDCAサイクルに基づく健康・栄養政策の策定・改善プロセス
- ✓ 1945年から毎年実施している、信頼性の高い国民健康・栄養調査
- ✓ 栄養政策の基盤となる「食事摂取基準」の策定・活用と継続的な改善
- ✓ 国と各自治体の連携による健康・栄養政策の推進

## 国際貢献に向けて…

### 日本の100年以上の栄養政策の経験に根ざし、持続可能な社会の実現に向けて貢献したい

P12

# 持続可能な社会の実現に立ちはだかる世界の栄養課題

## ■ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成には栄養改善の取組が不可欠である

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標が掲げられている。あらゆる形態の栄養不良への取組は栄養や健康の課題を対象とする「目標2 飢餓をゼロに」「目標3 すべての人に健康と福祉を」をはじめ、全ての目標の達成に寄与し得る。

**2 飢餓をゼロに**  
**目標2 飢餓をゼロに**  
 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

**3 すべての人に健康と福祉を**  
**目標3 すべての人に健康と福祉を**  
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

減少していた世界の飢餓人口は2014年から増加に転じ、世界の9人に1人が飢餓に直面している。一方、全世代で過体重も増加しており、ターゲットには飢餓や栄養欠乏だけでなく、過体重や肥満等のあらゆる栄養不良の解消を含む。世界の5歳未満死亡率は出生1,000件中39件まで低下したが、依然として適切な栄養や完全母乳栄養育児等の介入が必要である。

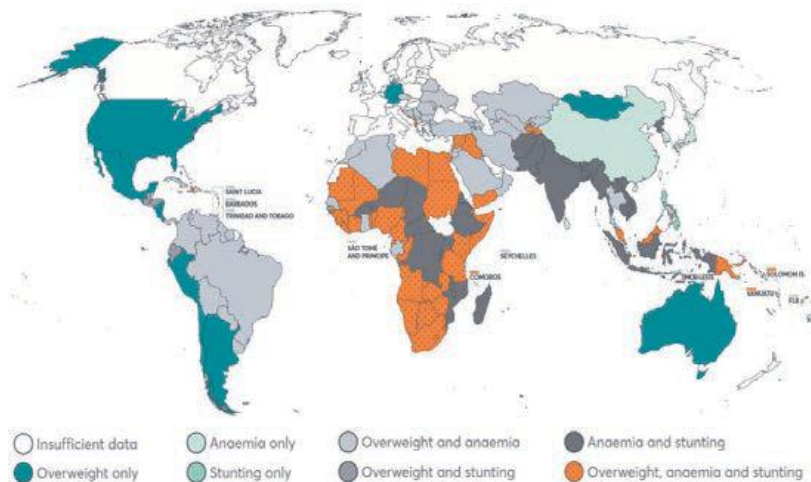
※出典：国際連合(United Nations)：The Sustainable Development Goals Report 2019 (2019)

栄養課題への取組は、あらゆる年齢(全ライフコース)の人々の栄養状態を改善・維持し健康増進に繋がるだけでなく、教育や勤労等の様々な社会活動を支え、社会全体の発展にも寄与する。

SDGsの達成にはあらゆる形態の栄養不良への取組が不可欠である。



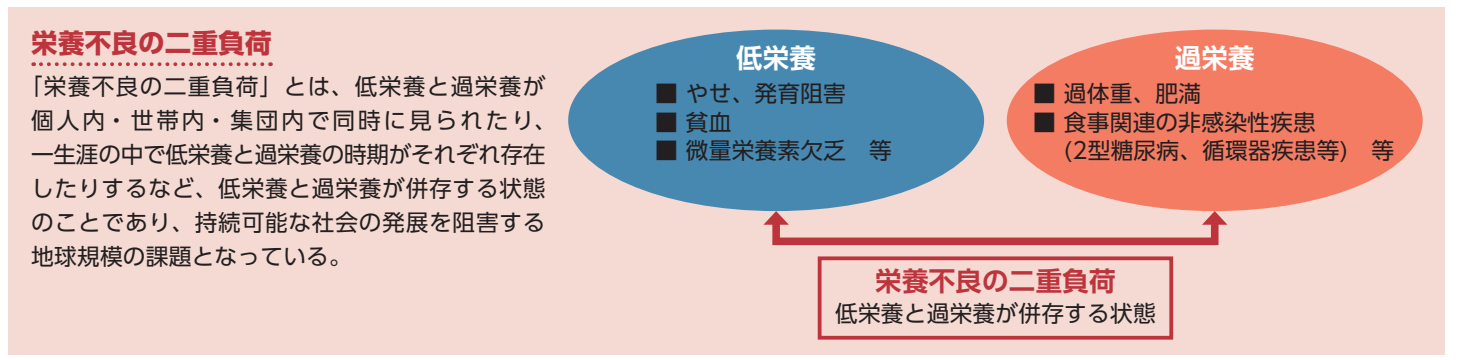
## ■ 世界中で様々な取組が進められているが、どの国にも何らかの栄養課題が存在する



※出典：Global Nutrition Report:2018 Global Nutrition Report (2019)

これまでも各国の政府や国際機関、産業界、市民社会等により様々な栄養改善の取組が行われてきた。こうした中、2012年の世界保健総会にて2025年までに達成すべき目標(世界栄養目標2025)が策定された。この目標はSDGsにも採用されるなど、栄養改善に対する国際的気運は年々高まっている。しかし、どの国にも何らかの栄養課題が存在し、多くの国が「栄養不良の二重負荷」に直面している。

飢餓、低栄養、過栄養及び栄養不良の二重負荷の解決に向けては、全ライフコースはもとより、社会環境を含め、様々なアプローチを組み合わせた包括的な対策が必要である。

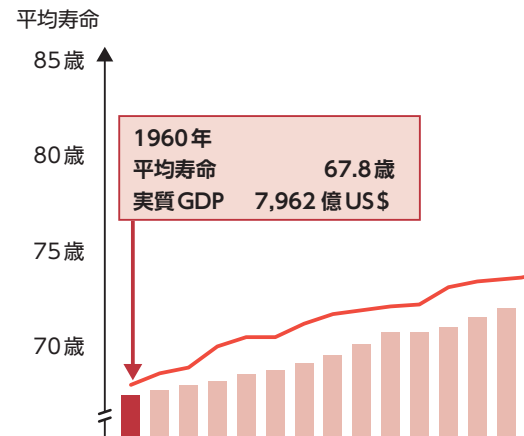


# 経済成長に先立って、日本は誰一人取り残

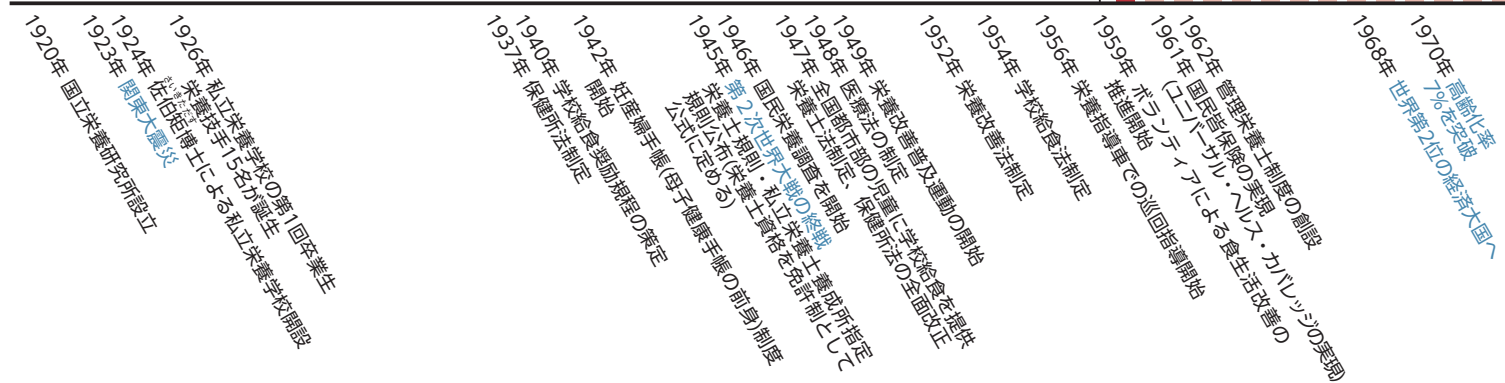
日本は栄養に関する取組を、古くは明治維新(1800年代後半)の頃から行ってきた。そして、1920年の国立栄養研究所の設立や、1924年の私立栄養学校の開設を皮切りに、日本の栄養政策の重要な3つの要素である「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動させた。

第2次世界大戦後は国際機関等からの支援を受け、栄養専門職による国民の栄養状態の調査、学校給食、地域での栄養指導等による栄養改善を行った。これらは右図に示す通り、GDPの増加・平均寿命の延伸に先立って開始されている。

このように、日本は経済成長に先立ち展開してきた栄養政策を、各時代の課題に合わせて発展させ、それと同じくして経済成長を実現し、世界一の長寿国となったのである。



## 経済成長に先立ち、栄養政策を始動・推進



## 食料難による栄養欠乏への対策の時代

### 栄養調査に基づく施策により 栄養欠乏対策を推進

日本は古くから冷害等の気候変動や有事による食料不足から深刻な栄養欠乏に幾度となく直面してきた。第2次世界大戦後は、国際機関等の支援の下、1945年に始まった栄養調査の結果に基づく施策を全国の栄養専門職等によって行い、早期に栄養欠乏の解消を実現した。



### 地域主体の栄養改善施策により 生活習慣病対策を推進

経済成長期に突入した日本では、肥満や生活習慣病の増加といった過栄養の問題が顕在化し始めた。そこで、健康診査・保健指導の拡充や人材育成・施設整備を中心とした「国民健康づくり対策」により、地域主体の栄養改善施策を推進し、生活習慣病対策に取り組んだ。

## 日本の栄養政策では、以下の3つの要素を重視してきた

『食事』を中心とした栄養政策

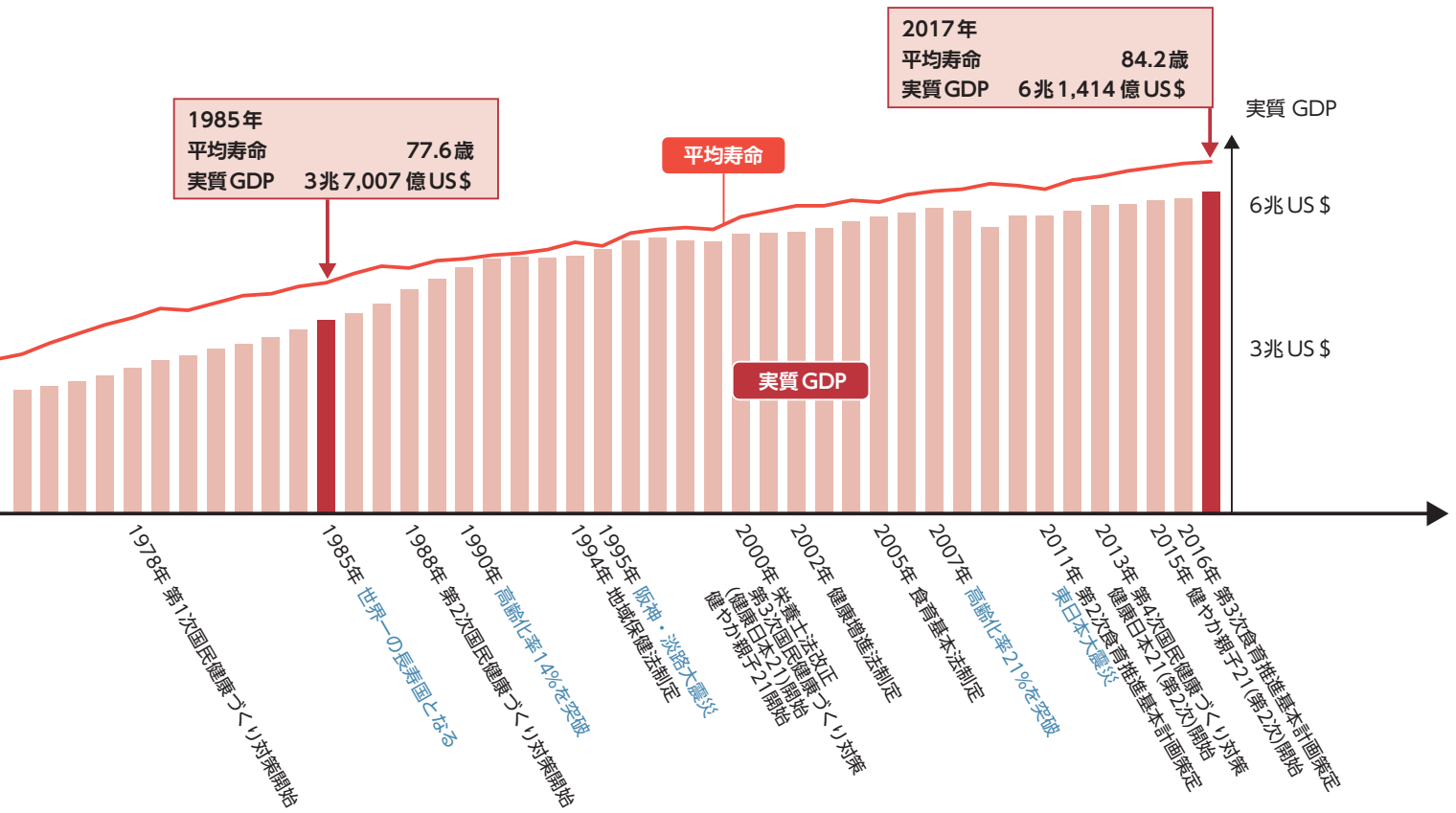
P6~7

『人材』の養成と全国

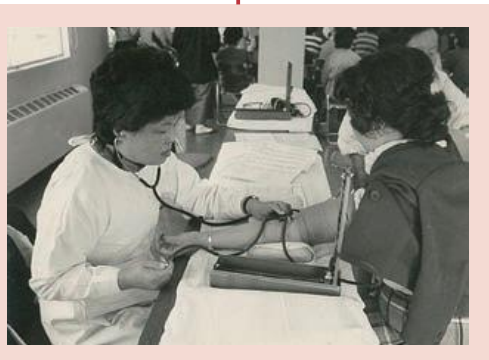
さらに、乳幼児期から高齢期まで全ライフコースを対象とした栄養思いやりと強靱性を兼ね備えた「誰一人

# さない栄養政策を推進

※平均寿命：経済協力開発機構(OECD)：Life expectancy at birth(Total), Japan (1960-2017)  
 ※実質GDP：世界銀行(World Bank)：GDP (constant 2010 US\$), Japan (1960-2017)



## 経済成長に伴う生活習慣病への対策の時代 複雑化した栄養課題への対策の時代



**制度の充実化により  
 高度かつきめ細かな栄養政策を推進**  
 少子高齢社会の更なる進展が見込まれる中、活力ある社会の実現に向けて、2000年の栄養士法改正のほか、栄養に関連する様々な制度の充実化を図ることで、医療・介護・福祉・学校・行政等の各領域において、高度かつきめ細かな栄養政策を推進している。



への配置 P8~9

科学的な『エビデンス』に基づく政策プロセス P10~11

養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、**取り残さない**社会づくりを行ってきた





## ■ 地域を主体に発展させてきた『食事』の指導の歴史

日本では、戦後の栄養欠乏を解消するため、1949年から「栄養改善普及運動」(現：食生活改善普及運動)を開始した。当時は、保健所の栄養士が中心となって、他職種と連携しながら住民の栄養相談に応じ、併せて、合理的な調理法の指導や栄養指導教材の配布を行っていた。その後も、国民健康・栄養調査の結果を基に、毎年普及項目を設定し、時代に合った運動を展開している。

また、保健所による本運動における取組の一環として、1956年から地域のボランティアと連携し、栄養指導車(キッチンカー)による食事の巡回指導を開始した。ここでは、短時間で効果のある方法で食事の指導を行い、食生活改善の必要性の普及や各地域に適した献立による調理実演を行うとともに、住民の食生活・保健に関する相談に応じた。



栄養改善普及運動の取組



栄養指導車での巡回指導

## ■ 全国の給食施設で栄養専門職によって栄養管理された『食事』を提供

日本では第2次世界大戦前から、事業所、学校等を中心に栄養面も考慮した給食を提供し、戦後は関連法規に基づき、学校、事業所、病院等の様々な施設において栄養専門職によって栄養管理された食事を提供してきた。健康増進法では、大人数を対象とした給食施設に管理栄養士・栄養士を配置し、適切に栄養管理された食事を提供することが規定されており、対象施設としては、保育所、学校、事業所、高齢者施設、病院のほか、矯正施設(刑務所等)や自衛隊等、多岐にわたっている。約5万件の給食施設のうち、約3/4に管理栄養士・栄養士が配置され、中でも、病院や介護老人保健施設ではほぼ100%配置されている。



学校



事業所



病院



介護老人保健施設

### 参考：企業・団体・自治体等との連携による栄養政策の展開

厚生労働省では2011年から「スマート・ライフ・プロジェクト」を実施、国民の健康づくりに向けた企業・団体・自治体などの自主的かつ効果的な取組を推進している。本プロジェクトでは「健康に関心のない人たちも含めて誰もが自然に健康になれるような社会づくり」の観点から、減塩や野菜摂取量の増加等を目的とした食品やメニューの開発等、「食環境整備」に関する取組も推進している。

## ■ 大規模災害時でも健康的な『食事』を支援するための取組

多くの自然災害に見舞われてきた日本では、災害時にも健康的な『食事』を支援できるように様々な取組を実施している。さらに、近年の大規模災害を契機に、これらの取組の強化を図っている。厚生労働省が行っている主な取組としては以下が挙げられる。

支援活動における 規準・指針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所での栄養管理のために参照すべきエネルギー・各栄養素摂取量を設定</li> <li>乳児や高齢者、病者、アレルギー患者などの要配慮者を対象に、避難所における食生活上の留意事項を整理</li> </ul>
被災地への管理栄養士 等の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害により機能不全に陥った被災自治体に管理栄養士等を派遣するための、国・自治体・職能団体等の連携体制の構築及び人材育成を推進</li> </ul>
支援内容及び体制の 体系化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害の発生から復興までの各フェーズにおける自治体・支援者等の役割を栄養・食生活支援ガイドとして体系化、体制構築や円滑な支援の実施を推進</li> </ul>
食料備蓄量の簡易 シミュレーター作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康・栄養面や要配慮者も考慮した食料備蓄の推進を目的に、必要な食料備蓄量を推計する、自治体向けの簡易シミュレーターを作成</li> </ul>



被災地での炊き出し



被災地へ派遣された専門職

# 『人材』の養成と全国への配置

## 1924年に始まった長きにわたる栄養専門職養成の歴史

日本では、栄養欠乏解消に向けて、食事指導や給食管理のための人材を養成するため、1924年に佐伯矩博士が「栄養学校」を設立し、栄養士の養成が始まった。その後、1947年に制定された「栄養士法」によって栄養士の養成が法制化された。

経済成長期には生活習慣病対策のために、より高度な栄養管理が必要となり、1962年の栄養士法の一部改正により「管理栄養士制度」を創設、管理栄養士の養成が始まった。当時は、管理栄養士の具体的な業務が必ずしも明確に定義されていなかったが、2000年の栄養士法の一部改正により、栄養士法に明文化された。それにより、管理栄養士は傷病者や高齢者をはじめとする複雑な栄養課題を抱える対象者の栄養管理を行う人材として、その役割が明確化された。

このように、日本は時代の変化に応じた栄養専門職の役割を見いだすことにより、約100年にわたり栄養専門職を養成し、全国に配置してきた。



1924年創設の栄養学校



栄養学校の第1期卒業生

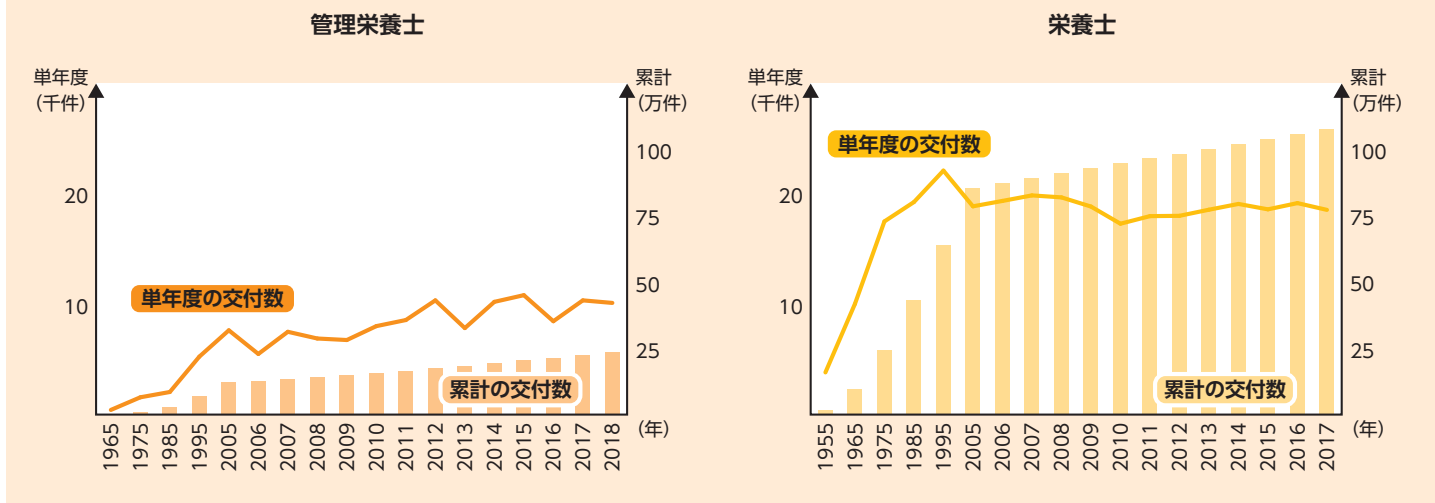
## 全国の栄養改善に取り組む栄養学を学んだ栄養専門職

管理栄養士・栄養士は、栄養指導や給食経営管理に必要な知識や技術を有した人材であり、栄養士法に規定された免許資格職である。このうち、管理栄養士は、より高度な専門的知識・技術を有する人材に与えられる免許資格職であり、栄養士免許の取得に加えて、国家試験の合格が必須である。

種別	管理栄養士	栄養士
	厚生労働大臣により免許付与	都道府県知事により免許付与
配置義務	特別な栄養指導・給食管理が必要な施設 ・高度な医療を提供する病院 ・医学的な栄養管理を必要とする給食施設 等	栄養指導・給食管理が必要な一般の施設 ・病院 ・児童福祉施設 ・事業所 ・学校 ・老人福祉施設 ・更生施設 等
免許要件	養成施設での規程単位の修得	
	管理栄養士国家試験への合格 (試験科目: 臨床栄養学、公衆栄養学 等)	

### 管理栄養士・栄養士の免許交付数

累計の管理栄養士免許交付数は約23万件(2018年)、栄養士免許交付数は約107万件(2017年)であり、これらの多くの栄養専門職が日本全国で栄養改善の取組を実施している。



## ■ 日本各地の様々な現場における、栄養専門職による栄養改善の取組

日本では管理栄養士・栄養士の配置が法律に規定されており、さらに、その対象となる施設は病院や学校、老人福祉施設等、非常に多岐にわたる。このような配置規定は、1947年制定の「保健所法(現：地域保健法)」において保健所への栄養士の配置が規定されたことに始まる。

以降、様々な施設への配置が各種法令により規定され、それらを根拠として全国への配置を確実に進めてきた。このほか、管理栄養士・栄養士は民間企業、研究機関等にも勤務し、各現場で栄養改善に取り組んでいる。

### 管理栄養士・栄養士の配置先

国民の栄養に関わる様々な施設に管理栄養士・栄養士が配置され、他職種との連携によって、各現場の対象者特性に合わせた栄養改善に取り組んでいる。



約6,000人

#### 地方自治体

保健師等の専門職やボランティアと連携し、地域における健康づくりや栄養・食生活政策の企画・実施・評価を行っている。



約10,000人

#### 学校

学校給食の運営や、給食や農業・漁業体験等を題材とした栄養バランスのとれた食事や食文化等の教育を行っている。



約40,000人

#### 病院

医師・看護師・薬剤師等と連携し、患者の栄養管理や病院給食の運営を行っている。



約16,000人

#### 保育所等

子どもの栄養管理や給食の運営のほか、他職種等と協力して子どもの発育・発達を支えている。



約15,000人

#### 高齢者施設

看護職員や介護職員等と連携し、高齢者の栄養ケア・マネジメントや給食の運営を行っている。



#### その他の現場にも多くの栄養専門職が配置されている

そのほか、自衛隊、刑務所等にも配置されているだけでなく、民間企業や研究機関等、その活躍の場は非常に多岐にわたる。

## ■ 地域の栄養改善活動を支えるボランティア

日本では、栄養専門職のほか、数多くのボランティアにより地域の栄養改善が行われてきた。その代表例が「食生活改善推進員」である。

食生活改善推進員は、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに食を通じた健康づくりに取り組むボランティア団体「日本食生活協会」の会員であり、地域の栄養改善活動を支える重要な「人材」である。

日本食生活協会は、戦後(1950年頃)、食料不足による栄養失調の解決に向けて、栄養指導車(キッチンカー)による栄養改善の巡回活動を進め、各地域で料理講習会を開催した。その後、全国の県・市町村を中心に「栄養教室」が開設され、正しい知識と技術を習得した主婦のボランティア組織が誕生し、全国組織化された。

食生活改善推進員は、市町村が実施する規定の養成講座を修了した後に「市町村食生活改善推進員協議会」に自らの意志で入会して活動を行っている。2018年度時点で会員数は約14万4千人であり、市町村と連携し、地域の健康づくりのための栄養・食生活改善活動を長きにわたって支えている。現在は男性も参加している。



家庭訪問による減塩普及活動



男性のための料理教室

# 科学的な『エビデンス』に基づく政策プロ

## ■ 栄養政策の科学的なエビデンスとなる調査・研究における100年以上の歴史



1914年創設の栄養研究所

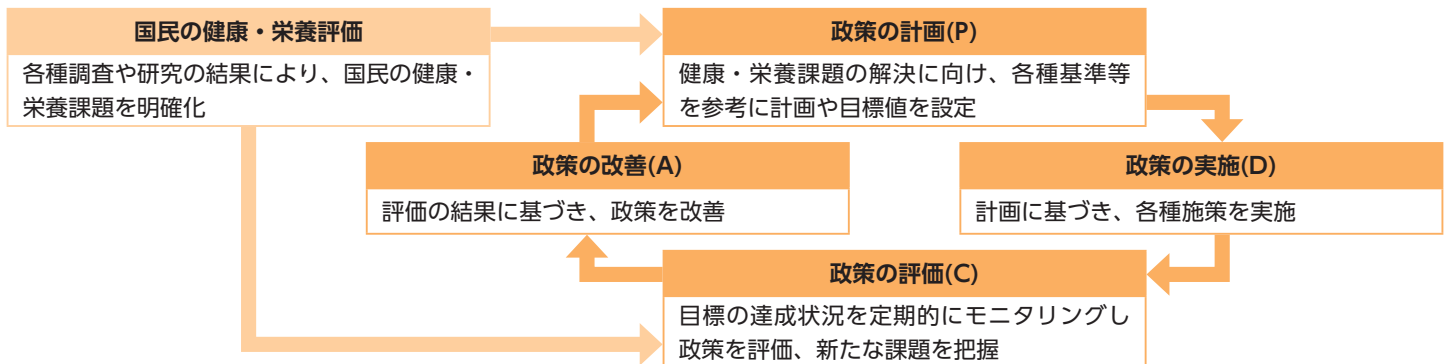
日本の栄養に係る調査・研究の歴史は1800年代後半の脚気対策に始まる。当時、白米中心の食生活がビタミンB<sub>1</sub>欠乏を引き起こし、脚気による死亡者が多数見られたが、欧米に脚気患者が見られないことから、白米中心の食事を改めることで脚気を予防した。上記事例をはじめとする様々な栄養学研究の進展を背景に、佐伯矩博士<sup>さいきただす</sup>によって世界初の栄養学研究機関となる栄養研究所が1914年に設立され、その後1920年には国立栄養研究所(現:国立健康・栄養研究所)となった。栄養研究所では、戦前から主要な食品の成分分析やデータの整備、栄養素等摂取量の基準の策定等に寄与した。このほか、大学等の研究機関による調査・研究によって、日本は100年以上にわたり栄養政策・栄養学研究の基礎となる科学的なデータを蓄積している。

### 参考：栄養学における学術団体の活動

日本では、様々な学術団体による研究成果の普及や情報提供等の活動が行われており、栄養学研究の発展に大きく貢献している。これらの活動においても70年以上の歴史を持つ。

## ■ PDCAサイクルに基づく健康・栄養政策の策定・改善プロセス

日本では健康・栄養政策を効率的・効果的に推進するために、PDCAサイクルの考え方を取り入れている。すなわち、各種調査や研究により明確化した健康・栄養課題の解決に向け、政策を計画(P)、実施(D)、評価(C)、改善(A)することで政策を発展させている。



## ■ 1945年から毎年実施している、信頼性の高い国民健康・栄養調査

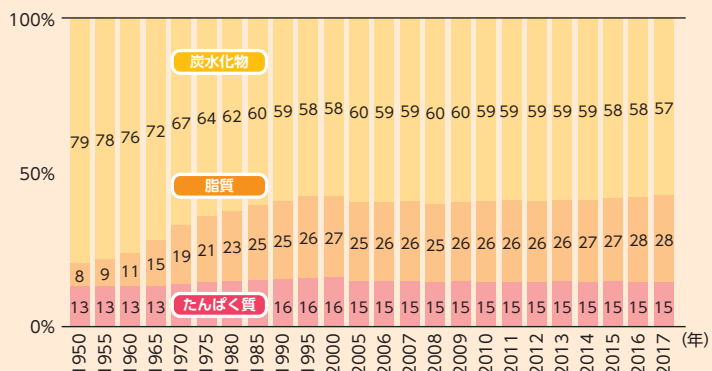
日本では国民の健康・栄養状態を把握することを目的に、健康増進法に基づき「国民健康・栄養調査」を毎年実施している。

1945年実施の栄養調査を起源とし、開始当初は、国際機関等からの食料支援のために必要な基礎資料を得ることを目的に実施していたが、その後、時勢に合わせて内容の見直しを図り、健康増進や生活習慣病対策に資する基礎資料を得るための調査へと発展した。

国が実施する栄養調査で、70年以上にもわたって毎年実施しているものは世界にも例がない。

### エネルギー産生栄養素の構成割合の推移

開始時より栄養専門職を実施者として長年にわたり蓄積された信頼性の高いデータは、栄養政策の立案・改善や栄養学研究における重要な科学的根拠となっている。



## ■ 栄養政策の基盤となる「食事摂取基準」の策定・活用と継続的な改善

「食事摂取基準」とはエネルギー及び各栄養素の摂取量について1日当たりの基準を示したものであり、様々な栄養政策の方針を定める重要な基盤である。国立健康・栄養研究所での基礎的研究や国民健康・栄養調査の結果等を踏まえて策定され、戦後から栄養指導や給食計画等の基準など、健常者に対する栄養施策の基本として幅広く活用されてきた。近年では、医療・介護施設等における栄養・食事管理など活用の範囲も広がってきている。厚生省(現：厚生労働省)での改定が始まった1969年以降、新たなエビデンスの集積等を踏まえ5年毎に改定している。



エネルギー代謝実験の様子

※国立栄養研究所(1920年頃)

2020年版の食事摂取基準では、更なる高齢化の進展や糖尿病等の有病者数増加を踏まえ、**世界に先立って高齢者の低栄養・フレイル予防や生活習慣病の重症化予防も視野に入れ、エビデンスが十分な栄養素については摂取基準を策定した。**

## ■ 国と各自治体の連携による健康・栄養政策の推進

日本の健康・栄養政策は、国と各自治体の両輪で実施される。厚生労働省が定める国の計画に従い、各都道府県及び各市区町村が地域の特徴に合わせた計画を策定・実行し、健康・栄養施策に取り組んでいる。

2000年以降、健康増進を図る計画(第3、4次国民健康づくり対策)を策定、具体的な数値目標を設定し、PDCAサイクルによる評価・改善を行っている。第3次計画(2000～2012年度)では80の目標項目の約6割が改善傾向を示すなど、有意義な成果を上げた。

### 国・各自治体の健康増進計画の策定プロセス

厚生労働省が定める2013～2022年度までの改善計画「第4次国民健康づくり対策」を基に、各都道府県・市区町村が地域の状況を踏まえた独自目標を据えた「健康増進計画」を策定しており、その策定率は非常に高い。

#### 厚生労働省

##### 国の計画(第4次国民健康づくり対策)を策定

- ・栄養状態・生活習慣病・食習慣等の改善を含む健康増進全体の目標を策定
- ・日本全体での10年後の目標値を設定

#### 47都道府県

##### 各都道府県の実施計画(健康増進計画)を策定

- ・当該都道府県における健康増進施策の実施計画を策定
- ・厚生労働省の定める目標値と地域の状況を加味し、独自のKPI(重要業績評価指標)を設定

#### 約1,700市区町村

##### 各市区町村の実施計画(健康増進計画)を策定

- ・当該市区町村における健康増進施策の実施計画を策定
- ・都道府県の定める目標値と各地域の状況を加味し、独自のKPIを設定

### 第4次国民健康づくり対策の目標分類

国民の健康増進に関する5つの基本的な方向を策定し、「栄養・食生活」に関する目標もその中に位置付けている。目標ごとに具体的な数値目標を定め、評価・改善のために定期的にモニタリングを行っている。

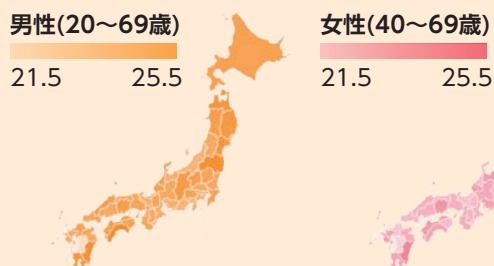
#### 第4次国民健康づくり対策の基本的な方向

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現
- ②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③社会生活を営むために必要な機能の維持・向上
- ④健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤**栄養・食生活**、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

### 健康格差の縮小に向けた取組

第4次国民健康づくり対策の主要目標である健康格差の縮小に向けて、国は都道府県別の健康状態等を明らかにし、各自治体での自主的な取組を促進している。

#### 都道府県別BMI平均値(2016年)



※出典：厚生労働省「平成28年 国民健康・栄養調査」

# 日本の100年以上の栄養政策の経験に根ざし、持続可能な社会の実現に向けて貢献したい



栄養士による子どもの健康に関する指導

(写真提供：今村 健志朗/JICA)

栄養課題のほとんどが慢性的な問題であり、解決のためには継続的な取組が必要である。また、栄養課題を解決し、社会が持続可能な成長を遂げるためには、経済の発展とともに変化する栄養課題に迅速に対応し、栄養状態を改善・維持するための仕組みを各国の法制度や文化等を踏まえて構築していくことが重要となる。

現在、各国が直面している栄養課題は日本がすでに取り組んできたものも多く、日本の栄養政策の知見の中には各国の取組に活用できる多くの示唆が含まれていると考えている。

これまで、2008年に日本で開催された国際栄養士会議(ICD2008)等の国際会議において、世界の栄養課題解決のために日本の栄養政策の知見を発信してきた。栄養改善に向けた国際的な機運が高まる中、日本は、「東京栄養サミット」を契機に、世界中で様々な取組が開始、加速化されていくことを強く期待している。

日本が経済成長に先立ち展開し、経済成長を遂げる中で培ってきた100年以上の栄養政策の経験を世界に発信し、栄養課題の解決、ひいてはその先に達成されるであろう持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えている。



国際栄養士会議(2008年)の開会式

## すでに一部の国々では日本の知見を活用した政策が展開され始めている

ベトナムでは、2009年より、日本の民間企業がベトナム国立栄養研究所と共同して、ベトナムでの栄養に関する研究を開始。その後、日本の管理栄養士・栄養士の職能団体や大学の協力も得ながら、栄養士養成に向けた準備が進み、2012年にはハノイ医科大学での栄養学士コースの設置が教育訓練省により許可され、2013年から栄養士養成が開始された。

途中、独立行政法人国際協力機構(JICA)の支援も受けながら、2017年には同国初の栄養士43名が誕生した。また、この栄養士の誕生に向けて、2015年には栄養士に関するジョブコード(国が定める職業規定)が制定された。



## ■ 参考文献(50音順)

- 1) Global Nutrition Report : 2018 Global Nutrition Report (2019)
- 2) 経済協力開発機構(OECD) : Life expectancy at birth(Total), Japan (1960-2017)
- 3) 健康日本21 評価作業チーム : 健康日本21 最終評価 (2011)
- 4) 国際連合(United Nations) : The Sustainable Development Goals Report 2018 (2018)
- 5) 国際連合(United Nations) : The Sustainable Development Goals Report 2019 (2019)
- 6) 世界銀行(World Bank) : GDP(constant 2010 US\$), Japan (1960-2017)
- 7) 世界保健機構(WHO) : Infographics on double burden of malnutrition (2019)
- 8) 中村丁次 : 栄養100年 その歴史を紐解き、未来への旗を掲げる, 日本栄養士会雑誌, 62, 4-14 (2019)
- 9) 野村真利香 : 栄養と持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)—日本の公衆栄養の歴史からの学び—, 保健医療科学, 66, 415-424 (2017)

発行：厚生労働省健康局健康課栄養指導室  
(2020年1月発行/2021年1月改訂)

本冊子は、2019年度厚生労働省予算事業(受託者：PwCコンサルティング合同会社)により、厚生労働省が所管する栄養政策を中心に取りまとめたものです。

【添付資料 6 就職率の推移（平成 30 年度～令和 4 年度卒業生）】

年度	卒業生数	就職希望者数	就職決定者数	就職率	進学決定者数 (参考)
平成 30 年度	155	112	112	100%	36
平成 31 年度	169	112	110	98.2%	48
令和 2 年度	118	70	70	100%	37
令和 3 年度	125	70	68	97.1%	41
令和 4 年度	107	70	70	100%	29

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	カガワ アキオ 香川 明夫 ＜令和6年4月＞		博士 (保健学)		女子栄養大学学長 (平成28年4月～令和6年3月)